デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会 議事要旨

- 1 日 時 平成30年11月28日(水) 10:00~13:40
- 2 場 所 経済産業省 第1共用会議室
- 3 出席者

委 員:泉水委員(座長),大橋委員(副座長),生貝委員,岡田委員,小川委員,須網委員,多田委員,千葉委員,東條委員,松村委員,松本委員,森委員,山本委員

ゲスト: Apple Inc. , アップルジャパン合同会社(以下「アップル」と総称する。)

Google LLC. グーグル合同会社(以下「グーグル」と総称する。)

事務局: 経済産業省 経済産業政策局 風木審議官, 北村競争環境整備室長経済産業省 商務情報政策局 松田情報経済課長公正取引委員会 経済取引局 藤井総務課長 総務省 情報流通行政局 今川情報通信政策課長

オブザーバー:個人情報保護委員会 事務局 佐脇参事官 内閣官房 日本経済再生総合事務局 佐野参事官

4 議事次第

- 〇 デジタル・プラットフォーマー等からのヒアリング(非公開)
 - ▶ アップル
 - ▶ グーグル
- 中間論点整理(案)について

5 議事概要

デジタル・プラットフォーマー等からのヒアリング及び自由討議の主なやりとりは以下のとおり。

- (1) デジタル・プラットフォーマー等からのヒアリング 10時00分から12時57分まで、非公開で、以下の議事を行った。
 - ア アップルからのヒアリング アップルから、報告があり、その後に質疑応答を行った。
 - イ グーグルからのヒアリング グーグルから、報告があり、その後に質疑応答を行った。
 - ウ その他 事務局から、Facebook、Inc. から検討会宛てに提出された資料等の紹介

があった。

(2)休会

12時57分から13時03分まで、一時、休会した。

- (3) 自由討議(中間論点整理(案)について) 13時03分から13時40分まで、公開で、以下の議事を行った。
- 〇 中間論点整理(案)の「5.公正かつ自由な競争の再定義」において、記載されているのは主に違法性判断基準の見直し等であるところ、「再定義」という表現は、欧米等では民主主義や多元的な価値の保護も含めた競争法の新たな役割といった意味で用いられるため、ミスリーディングな印象を与えるおそれがある。表題を修正してはどうか。
- デジタル・プラットフォームという異業種・他業種の者が参加するエコシステムにおける、ガバナンスの在り方が問われている。本日お話を伺ったプラットフォーマーによれば、民主的なルールに基づいてガバナンスを行っているとのことだが、それが本当かどうかを点検できない状態になっていることが問題ではないか。エコシステム自体のガバナンスのルール化の方向性について検討することが必要である。この点では、競争政策でも取引法でも共通の問題構造があるのではないか。
- コントロールポイントやゲートキーパーとしての責任といった議論があるが、消費者保護の観点からは、広告の結果として行われるB2C取引におけるCの保護のため、広告配信事業を行うデジタル・プラットフォーマーには、自主的な取組として広告内容の適切性についてチェックしていただきたいと考えている。

また、消費者保護の観点からは、デジタル・プラットフォーマーと利用者との間のトラブルのみならず、利用者であるBとCとの間のトラブルについても、プラットフォーマーに紛争解決のための役割を担ってもらってもよいのではないか。

○ デジタル・プラットフォーマーのビジネスにおいては、検索やSNSで得られた情報を基にターゲティング広告を行うなど、複数のサービスを関係付けて収益を上げている点に一つの特色がある。全体に目を向けずに個別の取引や市場にばかり着目して競争政策や取引法上の責任を論じるべきではない。

デジタル・プラットフォーマーによる利用者への情報開示に関する透明性 の問題は、マッチング型と非マッチング型に共通する問題である。広告ビジ ネスについて言えば、利用者に対して、自身の情報が吸い上げられて顧客誘 因等の目的で使われるということをしっかり情報開示をするようなルール を検討するべきではないか。

- 競争法分野では、これまでも、一つの事業者を巡る複数の市場の間の関係を分析した上で反競争効果を認定するというプラクティスがあり、これはデジタル・プラットフォーマーについても同様に当てはまる。
- 〇 中間論点整理(案)の「7. 国際の観点」(1)の「法適用の平等性及び 法執行の実効性」は、喫緊の問題として重要である。

また、同(2)については、中国の事業者はいわば国家と一体となってビジネスを展開しており、SOE(国有企業)規制に関する議論とも類似する 非常に重要な問題が存在する。中国の事業者と他の事業者とを並列的に記載 するのではなく、書き分けたほうがよいのではないか。

○ デジタル・プラットフォーマーは、人々の生活を豊かにしている一方、コードやアーキテクチャの私的な設計者として、自治空間を作って管理している。人々による自由な選択は、そうした管理された自治空間の中で行われているものであり、その意味では、「自由」とは何か、「公正性」とは何かといった民主主義そのものにも関係するような深遠な議論も含まれている。

また、デジタル・プラットフォームがインフラ化している状況を踏まえると、プラットフォーマーによる自治空間の管理が消費者のためにきちんと行われていることを担保するための一定の制御は必要ではないかという議論にもなる。

ダイナミックな競争が行われているため移行も速い分野と言われるが、あるビジネスがドミネイトしても次の新たなビジネスがドミネイトするまで、そこまで速くはないだろう。事業者としては、それを待っていては身が持たないということではないかと思われ、競争だけでは担保できない部分があるということを認識する必要がある。

以上

(速報のため事後修正の可能性あり。)